

平成30年 春の火災予防運動

実施期間：平成30年3月1日（木）～3月7日（水）

統一標語：『火の用心 ことばを形に 習慣に』



北はりま消防組合

平成30年春季火災予防運動

平成30年3月1日(木)から7日(水)までの7日間にわたり、平成30年春季火災予防運動が全国的に実施されます。この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として実施するものです。

運動期間中の重点目標

住宅防火対策の推進

乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

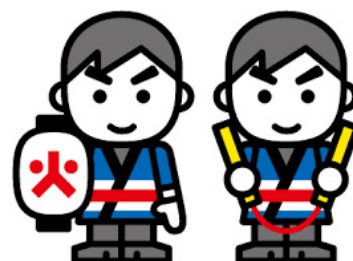
放火火災防止対策の推進

特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

製品火災の発生防止に向けた取組の推進

多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

林野火災予防対策の推進



週間中の取組

火災予防運動では、期間中に掲げる重点目標に向けた取組として、「住宅防火 いのちを守る7つのポイント 3つの習慣・4つの対策」及び「林野火災予防 たき火注意喚起」について積極的に広報し、住宅用火災警報器の設置と適切な維持管理をはじめ、住宅における防火安全対策を進めるとともに、事業所での防火安全対策や林野火災を予防するための対策を推進します。

また、関係機関、関係団体、事業所、自治組織及び地域住民等とも連携し、それぞれの立場においてこの運動を積極的に展開し、火災及び災害に強いまちづくりの推進に取り組みます。

事業所の方へ



1 防火安全対策の徹底

事業所における火災は一般住宅と比べ、甚大な被害が予想されます。

『慣れ』や『油断』が火災を招くということを忘れず、日頃から火災予防を心掛け、事業所を自分たちの手で守るために、次のことを徹底しましょう。

避難経路の管理



避難口、避難経路を事業所全体で周知する。

災害時の避難誘導の役割を分担しておく。

避難口、避難経路付近に物が置かれたままになっていないか。



火気・設備の管理



火気の取扱管理は徹底できているか。

危険物の管理状態は適切か。(転落防止措置など)

設備等の故障はないか。定期的な点検を実施しているか。



消防訓練



消防訓練を計画的に実施しているか。

日時、場所、内容等、事前の計画に沿って実施できているか。

通報訓練は適切に行えているか。

地震に対応した訓練を実施しているか。



消防用設備点検



消防用設備等の周囲は整理されているか。

消防用設備の取扱い方法が周知されているか。

日々の点検及び、業者による点検を定期的実施しているか。



消防用設備等点検報告制度

点検の種類と期間(消防署長への報告が義務)

機器点検・・・6ヶ月に1回

総合点検・・・1年に1回

点検防火対象物区分及び報告期間

・特定防火対象物 1年に1回(例)旅館、病院、社会福祉施設、飲食店、店舗など

・非特定防火対象物 3年に1回(例)工場、事務所、倉庫、共同住宅、学校など

点検資格者及び点検防火対象物区分

1 消防設備士又は消防設備点検資格者

延べ面積1,000平方メートル以上の防火対象物

地階又は3階以上の階に特定用途(旅館、病院、飲食店、店舗など)があり、かつ、階段が屋内に1つしかないもの。(屋外階段等があれば免除)

2 防火対象物の関係者 上記以外の防火対象物

報告を怠ると・・・
罰則あり!

町内会・自治会の方へ

1 自主防災意識を高めるために

自分の生命や財産は自分で守る。

自分たちの地域は自分たちで守る。

これが自主防災の基本です。家庭内・町内会・自治会等で火災予防について考える機会を設け、いざという時にお互いが協力し、助け合う準備をしておきましょう。



2 放火火災に対する地域対応力の向上

放火されない環境づくりを推進するためには、住民一人ひとりが積極的に放火火災に対する注意を心がけることはもとより、地域一体となって放火火災に対する対応力を向上させる必要があります。地域全体の安心・安全な環境の確保に向けた日頃からの取り組みが大切です。

3 住宅用火災警報器の設置

住宅用火災警報器の設置が義務化され、その結果、住宅火災による死者数が減少するなどの効果が現れています。各地域から住宅火災による被害をださないためにも、未設置世帯に対する設置の働きかけに、ご協力をお願いします。

また、火災警報器は、古くなると電子部分の寿命や電池切れなどで火災を感知しなくなる恐れが高まります。10年を目安に交換しましょう！



4 寝たばこ注意！

住宅火災による死者数を発火源別に見たとき、最も多いのがたばこであり、なかでも寝たばこによる死者が多く発生しています。寝たばこ火災を防ぐために、次のことを守りましょう。

- ・ふとんで吸わないこと。
- ・灰皿には水を入れておくこと。
- ・消えたかどうか絶対確認をすること。



5 住宅防火 いのちを守る7つのポイント

住宅火災による死者の半数以上は高齢者の方で、高齢化の進展に伴い、今後ますます増加するおそれがあります。

住宅火災による死者の発生防止対策として、「いのちを守る7つのポイント 3つの習慣・4つの対策」について、各家庭、各地域に浸透するよう、ご協力をお願いします。

6 林野火災予防

森林所有者、森林周辺の農地等の作業者及び地域住民の山火事予防意識の高揚を図るとともに、予防対策を強化し、森林の保全と地域の安全を守りましょう。

住宅防火 いのちを守る7つのポイント

3つの習慣



寝たばこは、絶対やめる。



ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。



ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策



逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。



寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために防災品を使用する。



火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。



お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

火災発見！ 初期活動の3原則



早く知らせる

ひとりで何とかしようとせずに「火事だー!」と大声を出して家族や近所に知らせる。



早く消火する

どんな火事でも初めは小さな火です。天井に燃え移るまでが勝負! 小さな火のうちに落ち着いて初期消火する。



早く逃げる

天井に火が燃え広がったら、消火をあきらめて避難する。

その火、大丈夫？



毎年この時期は、あぜ焼きなどからの火災が多発しています。

あぜ焼きなどの焼却火による火災は、ちょっとした油断や準備不足が原因で周囲に燃え移り、やがては山林にまで延焼するといったケースがよくみられます。

あぜ焼きなどをされる場合は、風の状態や周囲の状況などに十分注意しましょう。



あぜ焼・草焼きの注意事項！



風の強い日は避ける！

突然風が吹き始めたり風向きが変わることで、飛び火したり、火が大きくなり燃え広がる危険性があります。

天気予報などを確認してから行いましょう。



一度にまとめて燃やさない！

一度燃え広がると、簡単に消すことはできません。

一度に広範囲での焼却は避け、少しずつ分けて行いましょう。



できるだけ多人数で行う！

一人での火入れは避け、多人数で行いましょう。いざという時に対応できる人数を確保しておきましょう！



消火準備をしてから行う！

水バケツなど、消火の準備をしてから火入れを行いましょう。

また、完全に消火するまでその場を離れないことが大切です！



山林や住宅の近くでは行わない！

山林や住宅などの、燃え移る可能性のあるものの近くでは、行わない。

大きな火災へとつながるおそれがあります。



* あぜ焼や草焼きを行う際には、事前に下記の届出をしてください。

『火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為の届出書』

(届出先 最寄りの各消防署所)

『火入許可申請』 (申請先 各市役所)

* 森林の周囲1km範囲内で火入れを行う場合

火災予防運動に伴う主な行事予定

【各署共通事項】

| 実施事項 | 期 間 | 実施内容 | 実施機関 |
|------------------|-----|---|--|
| 防火チラシ等の配布 | 期間中 | 実施要綱及び啓発パンフレット、防火チラシ等を配布する。 | 西 脇 消 防 署 加 西 消 防 署 加 東 消 防 署 多 可 消 防 署 |
| 防火ポスターの掲示 | 期間中 | 防火ポスターを配布し、掲示を依頼する。 | 〃 |
| ワッペン・のぼり旗・立看板の掲出 | 期間中 | 「火災予防運動実施中」のワッペン、のぼり旗、立看板等により火災予防運動を広報する。 | 〃 |
| 消防車両での広報 | 期間中 | 管内を巡回し、火災予防を呼びかける。 | 〃 |

【西脇消防署】

| 実施事項 | 期 間 | 実施場所 | 実施内容 | 実施機関 |
|--------------------|-----------------------|----------------------|--|-----------|
| 高齢者宅防火診断 | 3/5(月) ～ 3/7(水) | 西脇市芳田地区 (八坂町・落方町) | 戸別訪問による住宅用火災警報器アンケート調査を実施する。 | 西 脇 消 防 署 |
| 住宅防火対策推進 キャンペーン | 期間中 | 〃 | 高齢者宅を訪問し、火気の使用状況、電気・ガス器具類の状況確認及び指導を実施する。 | 〃 |

【加西消防署】

| 実施事項 | 期 間 | 実施場所 | 実施内容 | 実施機関 |
|--------------------|----------------|------------------------|---|--|
| 消防研修会 | 2/21(水) | 加西消防署 | 防火協会会員事業所の従業員等を対象に、消防全般にわたる知識を習得し、職場及び家庭における防火意識の高揚を図る。 | 加 西 消 防 署 加西市防火協会 協会会員事業所 官 公 庁 |
| 林野火災合同訓練 | 2/25(日) | 加西市河内町 | 消防署・消防団が林野火災合同訓練を実施することにより、林野火災発生時の連携を図る。 | 加 西 消 防 署 加西市消防団 |
| 住宅防火対策推進 キャンペーン | 3/6(火) | イオンリテール株 イオンモール加西北条 | 婦人防火クラブ役員と協力し、住宅用火災警報器普及啓発促進イベントを開催し、火災予防を呼びかける。 | 加 西 消 防 署 少年婦人防火委員会 加西市防火協会 |
| ひとり暮らし高齢者 宅防火訪問 | 3/6(火) 7(水) | 加西市内 | ひとり暮らし高齢者住宅を訪問し、住宅防火の指導及び防火意識の高揚を図る。 | 加 西 消 防 署 加西市地域包括 支 援 セ ン タ ー |
| 消防水利の点検 | 期間中 | 加西市内 | 防火水槽・消火栓の点検を実施する。 | 加 西 消 防 署 加西市消防団 |

| | | | | |
|------------------|-----|------|--|---------------|
| 事業所等における防災訓練等の指導 | 期間中 | 加西市内 | 事業所等に防火講習会・避難訓練の指導を行い、火災予防に努める。 | 加西消防署 関係施設 |
| 特別査察 | 期間中 | 加西市内 | 防火対象物及び危険物施設の立入検査を実施し、消防用設備等の維持管理状況及び危険物の貯蔵・取扱い基準の検査を実施する。 | 加西消防署 関係施設 |

【加東消防署】

| 実施事項 | 期 間 | 実施場所 | 実施内容 | 実施機関 |
|----------------------------|-----|-----------------|--|-------------------|
| 特別査察 | 期間中 | 加東市内 | 特定防火対象物及び危険物施設の立入検査を実施し、消防用設備等の維持管理状況及び危険物の貯蔵・取扱い基準の検査を実施する。 | 加東消防署 |
| 防火絵画展 | 期間中 | やしろショッピングパークBio | 保育園児の防火塗り絵を掲示することで、防火防災思想の高揚を図る。 | 加東消防署 |
| 住宅用火災警報器設置のパンフレットの回覧及び住宅訪問 | 期間中 | 加東市内 | 住宅用火災警報器のパンフレットの回覧を行うとともに、住宅訪問によるアンケート調査の実施。 | 加東消防署 |
| 加東市ケーブルテレビによる広報 | 期間中 | 加東市内 | DVDによる住宅用火災警報器の点検・交換の広報及び火災予防運動の映像放送 | 加東消防署 加東市地域情報課 |

【多可消防署】

| 実施事項 | 期 間 | 実施場所 | 実施内容 | 実施機関 |
|-----------------|--------|--------|---|-------------------|
| 多可町消防団合同訓練 | 3/4(日) | 多可町加美区 | 多可消防署及び多可町消防団による火災想定訓練を実施する。 | 多可消防署 多可町消防団 |
| 防火パレード | 〃 | 〃 | 消防団車両による、火災予防パレードを実施する。 | 〃 |
| 高齢者宅防火診断 | 3/5(月) | 多可町内 | 高齢者住宅を訪問し、住宅防火の指導及び防火意識の高揚を図る。併せて、住宅用火災警報器アンケート調査を実施する。 | 多可消防署 |
| 福祉施設火災想定訓練 | 3/7(水) | 多可町加美区 | 施設職員による火災想定訓練を実施し、有事の際の行動要領を確認するとともに、消防署との連携強化を図る。 | 多可消防署 ヘルシービラ加美 |
| 多可町ケーブルテレビによる広報 | 期間中 | 多可町内 | 火災の危険性や、住警器・防災品の説明を行う。 | 多可消防署 |